項　　目	特　　記　　事　　項
	・提出しない
■その他■	
常備図書	＊ 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成２５年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 建築物解体工事共通仕様書〔平成２４年版〕
建設業退職金共済制度	＊ この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。
施工体系図の掲示	＊下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。
各種調査への協力	＊ 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。
	＊ 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。
工事中の安全管理	＊ 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。
工事コスト調査の協力	＊ 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
特定住宅瑕疵担保責任	＊「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する　　※要しない
工程表･工事費内訳明細書	＊ 愛知県公共工事請負契約約款第３条第１項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。
騒音・振動対策	＊「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名：　　建設機械名： 作業名：　　建設機械名：
排出ガス対策型建設機械	＊ 排出ガス対策型建設機械の適用：※　有り　・　なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表１（１次基準値））
貨物自動車等の車種規制	＊ 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/）
	＊ 工事場所が「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
特定特殊自動車の燃料	＊ 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
工事の下請負	＊ 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 １）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 ２）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 ３）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 ４）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 ５）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。
施工体制	＊ 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 ＊ 建設業法第24条の７第１項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）
現場代理人 事故報告	＊ 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 ＊ 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。

■建築編　２５章 除去工事■	
＜仮 設 工 事＞	
25.3.2　騒音・粉じん等の対策	＊　騒音・粉じん等の対策方法：図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 ＊ 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等：図面による
＜解 体 施 工＞	
25.4.3　事 前 措 置	槽内の汚水、汚物の事前措置：　※25.4.3（8）による　　・（　　）　　・図面による
25.4.14　杭	杭：・撤去（解体）する（工法：※引抜き工法　・破砕する）　　※残置する（位置は図面による） 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生した時は、監督職員と協議する。 引き抜いた杭の処理：　※分別解体する　　・（　　）
25.4.15　構 内 舗 装 等	既存樹木：　※伐採、抜根　　・移植（移植するもの、移植先：　　）　・図面による
25.4.16　地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物等：　※図示のものを撤去する　　・残置する（位置、種別等は図面による） 図示以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。
＜建設廃棄物の処理＞	
25.5.3　建設廃棄物の処理計画	分別収集：　・しない　　※する　　「リサイクルガイドライン別表３」による
25.5.7　再 資 源 化 等	（１）蛍光ランプ及びＨＩＤランプ　　・　再資源化する　　※　再資源化しない （２）高湿ポリ塩化ビニル管及び継手　　・　再資源化する　　※　再資源化しない （３）ガラス　　・　再資源化する　　※　再資源化しない ＊ 木材を指定建設資材廃棄物として縮減　：　※しない（再資源化施設へ搬出）　　・する ＊ 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用　：　・する（　　）　　・しない
25.5.8　産業廃棄物広域認定制度	＊ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理　：　・する　　※しない
25.5.9　再資源化完了報告書等	建設リサイクル法第９条第１項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第１８条第１項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。

項　　目	特　　記　　事　　項
25.5.11　注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物の処理：　※図面による　　・（　　） ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理：　・製造業者に回収を委託　　・管理型最終処分場で埋立処分 25.5.11 3(1)､(2)以外のせっこうボードの処理　：※25.5.11 3(3)(ｲ)による　　・25.5.11 3(3)(ﾛ)による
＜特別管理産業廃棄物の処理＞	
25.6.1　施工調査	特別管理産業廃棄物の分析調査：　・する　　⊙しない
25.6.5　特別管理廃棄物の処分	種類（　　）　　処分（　　）
25.6.7　ＰＣＢを含む機器類	撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して公営住宅課に提出する。 微量PCBの分析調査　：　・行う　　※行わない
25.6.8　ＰＣＢ含有シーリング材	次の物品はＰＣＢの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和４７年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、ＰＣＢ混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
25.6.9　廃 油	廃油の処分　：　※焼却処分または中間処理施設で再生処理　　・（　　）
25.6.10　廃酸・廃アルカリ	廃酸・廃アルカリの処分：　※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理　・（　　）
25.6.11　ダイオキシン類	サンプリング調査　：　・行う　　※行わない 廃棄物の焼却施設　解体方法：　※図面による　・（　　） 処分方法：　※図面による　・（　　）
＜アスベスト建材の除去等＞	
25.7.1　適 用 範 囲	大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 建築設備に使用されているアスベスト含有建材の処理　：（　　）
25.7.2　施 工 調 査	アスベスト含有分析調査　：　・行わない　⊙行う　（　　）
25.7.3　アスベスト粉じん濃度測定	アスベスト粉じん濃度測定　：　※行う（　図面による　）　　・行わない
25.7.5　石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者または平成１８年３月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。
25.7.7　保護衣、作業衣	監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。
25.7.11　アスベスト吹付材除去	＊ 工 法 除去工法　：　※25.7.11 2(1)(ｲ)～(ﾆ)による　　・（　　） 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置　：　※湿潤化　　・固定化 ＊ 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 アスベスト含有吹付け材の処分　：　・25.7.11 3(4)(ｲ)による　・25.7.11 3(4)(ﾛ)による
25.7.12　アスベスト保温材除去	25.7.11「アスベスト含有吹付材の除去」の２．３による
25.7.13　アスベスト成形板除去	＊ 除去したアスベストの保管、運搬、処分等 石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板の処分： ・25.7.13 3(4)(ﾛ)（ⅰ）による　⊙25.7.13 3(4)(ﾛ)（ⅱ）による
＜特殊な副産物の処理＞	
25.8.3　施 工 調 査	分析調査：　・行う　⊙行わない
25.8.6　特殊な副産物の回収等	種類、回収及び処分（　　）
25.8.7　特定物質	撤去時のフロン類の取扱いは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。
＜その他＞	１）杭引き抜きや構造物基礎などの解体，撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 ２）災害及び公害の防止：次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第６条、振動規制法第６条）， 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条令第20条第２項）， 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） ３）解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ※適用する（確認方法等：図示又は監督職員の指示による）　　・適用しない ＊ 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。 ＊ 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。

株式会社　名研設計		鷲塚住宅取壊し工事（第３工区）	図面番号 No. 02
一級建築士登録番号　第３３５８７３号 前田　和雄		取壊し工事特記仕様書２	縮尺 －
検 図	製 図	設　計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課